

むさしのインターネット（モバイル）バンキング利用規定の改定について

新サービス開始に伴い、平成29年4月9日より「むさしのインターネット（モバイル）バンキング利用規定」を改定いたしました。改定内容は以下のとおりです。

改定後	改定前
<p>1. インターネット（モバイル）バンキング</p> <p>インターネット（モバイル）バンキング（以下「本サービス」といいます。）は、インターネットに接続可能な情報端末機（以下「端末」といいます。）を使用して、契約者ご本人（以下「契約者」といいます。）が次の銀行取引を利用することができるサービスです。本サービスの利用については株式会社武蔵野銀行（以下「当行」といいます。）所定の<u>方法</u>により申込を行い、当行から本サービス利用の承諾を受けた個人の方とさせていただきます。</p> <p>契約者は本利用規定の内容を十分理解したうえで、自己の判断と責任において本サービスを利用するものとします</p> <p>2. 利用の申込</p> <p>(1) ご利用口座の届出</p> <p>ア. 契約者はあらかじめ、申込書<u>または本サービスでの入力</u>により当行国内本支店における契約者名義の口座（以下「ご利用口座」といいます。）を届出するものとします。なお、ご利用口座として登録できる口座数は、当行所定の口座数とします。また、ご利用口座の種目は当行所定の種目に限りま</p> <p>(2) パスワードの届出</p> <p>ア. 契約者はあらかじめ、「ログインパスワード」を<u>当行所定の方法</u>により届出するものとします。</p> <p>9. 定期預金受付サービス</p> <p>定期預金受付サービスは、<u>当行所定の定期預金口座の開設および</u>ご利用口座のうち契約者が指定する定期預金口座について、定期預金の預入・引出およびそれらに付随する当行所定の取引を行うことができるサービスです。</p> <p>(1) <u>定期預金口座開設サービス</u></p> <p>ア. <u>定期預金口座開設サービスの内容</u></p> <p><u>(ア) 定期預金口座開設サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、代表口座の取引店に当行所定の定期預金口座および積立式定期預金口座の開設を行うサービスです。なお、開設した口座は自動的に利用口座に登録されます。</u></p> <p><u>(イ) 開設する口座は契約者名義とします。</u></p> <p><u>(ウ) 開設する口座の届出印は、代表口座の取引店に共通印鑑をお届けいただいている場合は、代表口座の届出印と同一のものとします。共通印鑑をお届けいただいていない場合は、窓口での払い戻し等、届出印の押印が必要な取引が発生したときに取引店に届出を</u></p>	<p>1. インターネット（モバイル）バンキング</p> <p>インターネット（モバイル）バンキング（以下「本サービス」といいます。）は、インターネットに接続可能な情報端末機（以下「端末」といいます。）を使用して、契約者ご本人（以下「契約者」といいます。）が次の銀行取引を利用することができるサービスです。本サービスの利用については株式会社武蔵野銀行（以下「当行」といいます。）所定の<u>利用申込書</u>（以下「申込書」といいます。）により申込を行い、当行から本サービス利用の承諾を受けた個人の方とさせていただきます。</p> <p>契約者は本利用規定の内容を十分理解したうえで、自己の判断と責任において本サービスを利用するものとします</p> <p>2. 利用の申込</p> <p>(1) ご利用口座の届出</p> <p>ア. 契約者はあらかじめ、<u>申込書</u>により当行国内本支店における契約者名義の口座（以下「ご利用口座」といいます。）を届出するものとします。なお、ご利用口座として登録できる口座数は、当行所定の口座数とします。また、ご利用口座の種目は当行所定の種目に限りま</p> <p>(2) パスワードの届出</p> <p>ア. 契約者はあらかじめ、「ログインパスワード」を<u>申込書</u>により届出するものとします。</p> <p>9. 定期預金受付サービス</p> <p>定期預金受付サービスは、ご利用口座のうち契約者が指定する定期預金口座について、定期預金の預入・引出およびそれらに付随する当行所定の取引を行うことができるサービスです。</p> <p><u>(追加)</u></p>

していただくものとします。

(エ) 開設した口座の通帳は、契約者の届出住所宛に郵送します。宛所なしなどの理由で当該通帳が当行に返送されてきた場合には、当行は契約者に通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

イ. 口座開設日

口座開設日は当行所定の日となります。なお、当行は契約者に事前に通知することなく、当行所定の日を変更することがあります。

ウ. 口座開設手続

(ア) 定期預金口座の開設

通帳口定期預金口座を開設します。本口座への預入は定期預金預入受付サービスまたは当行本支店の窓口で行うものとします。

(イ) 積立式定期預金口座の開設

代表口座から毎月の積立金額を引落しの上、口座開設し、同時に口座振替による積立契約の申込みも行います。なお、引落とし口座から資金の引落しができない場合は、本サービスの取扱いはできません。

(以降、改定前の(1)、(2)を(2)、(3)へ変更する)

10. 投資信託受付サービス

(1) 投資信託受付サービスの内容

投資信託受付サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、投資信託受益権の購入および解約・買取（以下「解約等」といいます。）、むさしの投信積立サービスの申込ならびにそれらに付随する当行所定の取引を行うことができるサービスです。

購入・解約等ができる投資信託は当行が指定する銘柄とします。購入およびむさしの投信積立サービスの申込にあたり契約者は最新の目論見書を受領し、商品内容について十分理解したうえで契約者自らの判断と責任において取引するものとします。なお、特定口座をご開設いただいた場合、特定口座〈特定預り〉で購入できない銘柄がありますので、ご了承ください。

10. 投資信託受付サービス

(1) 投資信託受付サービスの内容

投資信託受付サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、投資信託受益権の購入および解約・買取（以下「解約等」といいます。）ならびにそれらに付随する当行所定の取引を行うことができるサービスです。

購入・解約等ができる投資信託は当行が指定する銘柄とします。購入にあたり契約者は最新の目論見書を受領し、商品内容について十分理解したうえで契約者自らの判断と責任において取引するものとします。なお、特定口座をご開設いただいた場合、特定口座〈特定預り〉で購入できない銘柄がありますので、ご了承ください。